

## 国民年金保険料が変わります

18年度は、月額1万3860円



少子高齢化が進む中、将来の給付と負担のバランスを図るため、平成17年度から平成29年度まで、毎年、280円（月額）ずつ国民年金保険料を引き上げます。これにより、18年度の保険料は、これまでの月額1万3580円から1万3860円になります。

なお、4月中に19年3月までの1年分を一括して納めた場合は16万3370円で毎月現金で納付した場合に比べて2950円割引になります。

※納付書は、4月上旬に郵送します。

## 学生納付特例の手続きはお早めに

国民年金保険料の納付が困難な学生を対象に、保険料の納付を猶予(延期)する学生納付特例制度があります。新たに18年度からこの制度を受けようとする人、および18年度も継続してこの制度を受ける人は、5月末までに下記のものを持参のうえ、市役所駅南庁舎保険年金課(18番窓口)または、各総合支所福祉保健課で申請または更新手続きをしてください。

### 申請に必要なもの

- ▷年金手帳または年金保険料納付書
- ▷学生証または在学証明書（申請する年度に証明されたもの、コピー可）

※本人以外が届け出す場合は、**本人の印**が必要となります。

※特例受給期間は障害基礎年金などの受給資格対象期間に算入されますが、年金受給額には反映されません。特例を受けてから10年以内は納付（追納）できますので、早めの納付をお勧めします。なお、その場合、3年度目以降は保険料に猶予期間の利息相当額が加算されます。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311  
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484

### Tottori International Activities

## 生活情報多言語ホームページができました!

市内に在住する外国人のみならず、さまざまな情報を提供する「TIA (Tottori International Activities) 多言語ホームページ」(英語・中国語・韓国語)ができました。これは、(財)自治総合センターから宝くじ普及広報事業費の助成を受けて特定非営利活動法人「ふるさと文化研究会」が作成したものです。

アドレス <http://tia-link.com/>

問い合わせ先 市役所本庁舎 都市交流室  
☎(0857)20-3154

## おわびと訂正

「3月15日号」6ページ表の下に記載した(注)書きの『37投票区』は、『38投票区』の誤りでした。おわびして訂正いたします。



**お笑い健康道場トレーニンング 事業・運営事業者**

お笑い健康道場1階のトレーニンングルームを使用し、中高齢者の健康維持・増進を目的としたトレーニンング事業を、運営していただける事業者を募集します。

**応募期限** 4月19日(水)

**※応募方法など詳しくは、左記問い合わせ先へお尋ねください。**

**問い合わせ先** 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 ☎(0857)37-0105 / 市役所第2庁舎

舎観光コンベンション推進課 ☎(0857)20-3227

**チャレンジショップ出店者**

新規開業を目指す意欲のある人を応援するチャレンジショップの新規出店者を募集します。

**店舗(区画)数** Begin1号館 1店舗(下図参照)

**対象者** 新規開業の個人・グループ・法人

**対象業種** 飲食業

**開店予定** 5月上旬

**出店期間** 6カ月(期間延長可)

**申し込み期限** 4月14日(金)

**申し込み先** 鳥取商工会議所 まちづくり推進課 ☎(0857)39-0777

**無料相談**

**特設人権相談所**

相談内容は近隣、家族、職場内でのトラブル、子ども、女性、高齢者に関する困りごとなど人権問題全般です。相談は無料で人権擁護委員が対応し、秘密は固く守られます。受付は、直接会場へお越しください。

**とき** 4月20日(木) 午後1時～4時

**ところ** さざんか会館(富安丁) 1階

**問い合わせ先** 鳥取地方法律局 人権擁護課 ☎(0857)22-2289